

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和4年度～令和13年度

令和5年3月

足立区 都市建設部 建築防災課

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

足立区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、令和3年11月に改定された足立区耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた住宅耐震化率の目標達成のため、住宅所有者に対して戸別訪問等を実施することで、住宅の耐震化の意識啓発と情報提供の充実を図ることを目的として策定する。

2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画「第5章／目標と施策」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は区内全域とする。

このうち、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域（緊急耐震重点区域）を「足立区住宅・建築物耐震助成条例施行規則第2条2項」に規定する「特定地域（別図）」として定める。

4 対象建築物

戸別訪問等は、2000年より前に建築された2階建て以下の木造住宅及び高さ1.2mを超えるブロック塀の所有者等に対し優先的に実施し、実施状況に応じて、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築された非木造の住宅、賃貸マンション、分譲マンションに順次拡大する。

5 計画期間

令和4年度～令和13年度の10か年

社会経済状況の変化や上位計画・関連計画の改定状況を踏まえ、アクションプログラムの進捗状況等を的確に検証し、本プログラムの内容や計画期間の見直しを行う。

6 実施方法

区は、アクションプログラムを総合的に推進するため、足立区内建築関係団体と協働して戸別訪問及び普及啓発活動を実施する。

別図

緊急耐震重点区域



特定地域	千住地域	千住一丁目から五丁目まで、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住東一丁目及び二丁目、千住桜木一丁目及び二丁目、千住緑町一丁目から三丁目まで、日ノ出町並びに柳原一丁目及び二丁目の地域
	中川地域	中川二丁目及び三丁目の地域
	小台宮城地域	小台一丁目及び二丁目並びに宮城一丁目の地域
	本木梅田周辺地域	足立一丁目から四丁目まで、梅田一丁目から八丁目まで、扇一丁目、扇三丁目、興野一丁目及び二丁目、関原一丁目から三丁目まで、西新井栄町一丁目から三丁目まで、西新井本町一丁目から五丁目まで、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町並びに本木一丁目及び二丁目の地域